

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人楽寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容 女性活躍推進法

目標1：男性職員の育児休業の取得率を、50%以上にすること。

〈対策〉

- 2025年4月～各職場における休業者のカバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）
- 2028年4月～年育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する。

次世代育成支援対策推進法

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対して制度の周知や情報提供を実施するとともに、相談体制を整備する。

〈対策〉

- 2025年4月～妊娠した職員に対し制度説明を実施するとともに、育児休業後の復帰に向けての相談の機会を設ける。

次世代育成支援対策推進法

目標3：子ども、子育てに関する地域貢献活動の実施。

〈対策〉

- 2025年4月～子育てサロンを開催するグループに対し、講師を派遣等を行うと共に、職員の参加を支援する。
- 2025年4月～広報誌等により、職員への地域貢献活動の周知を図る。